

## 第 2 1 回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日 時：平成 2 0 年 2 月 2 3 日（土）

1 4 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0

場 所：八戸市総合福祉会館

（多目的ホール）

司 会： 定刻より幾分早い時間ではございますが、委員の皆様方がお揃いになりましたので、ただ今から第 2 1 回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を開催いたします。

まず、本日の資料の御確認をお願いいたします。

本日の資料は、事前に送付させていただいた次第及び資料 1 から資料 7 となっております。なお、このほか、本日お配りした資料として、出席者名簿、席図、資料 5 - 2 及び資料 6 - 2 の差し替えとなっております。

不足などございませんでしょうか。

それでは、開会に当たりまして、蝦名副知事より御挨拶申し上げます。

蝦名副知事： 本日は、御多忙のところ御出席くださり、厚くお礼申し上げます。

挨拶に先立ちまして、本協議会の椛本重幸委員が去る 2 月 1 1 日に御逝去されたことに對しまして、謹んで哀悼の意を表するとともに、御遺族に對しましても心からお悔みを申し上げたいと思います。

さて、廃棄物の撤去については、平成 1 6 年度からこれまでに 1 4 万 3 千トン超を撤去するなど、安全かつ着実な原状回復対策が進められております。今年度最後となる本日の協議会では、これまでの各種モニタリングの調査結果や、排出事業者等に対する責任追及の状況を御報告いたします。

また、平成 2 0 年度のモニタリング計画のほか、平成 2 0 年度以降の撤去計画や県境不法投棄現場の環境再生に向けた提案募集方法等について御協議をお願いしたいと考えております。

特に、平成 2 0 年度以降の撤去計画は、原状回復対策事業の基本的な方向性を示す重要なものと考えております。

なお、不法投棄現場の跡地利用などの環境再生計画につきましては、広く様々なアイデア、御意見をいただきながら、また当協議会の意見を尊重しながら計画に反映させていきたいと考えております。

これらの環境再生計画につきましては、県として財政事情が厳しいところではありますが、できるものから着実に進めていきたいと考えておりますので、本協議会でも真剣に御議論していただいて御提言をいただきたいと思っております。

委員の皆様には、忌憚のない御意見、御指導を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

司 会： ここで、桜本重幸委員の御冥福をお祈りして、1分間の黙禱を行いたいと思います。御起立をお願いいたします。

黙禱。

黙禱を終わります。御着席ください。

なお、蝦名副知事は都合によりここで退席させていただきます。

それでは、議事に移らせていただきますが、以後の議事進行につきましては、協議会設置要領第4第4項の規定によりまして、会長が行うこととされておりまして、古市会長におかれましては会長席にお移り願います。

古市会長： 皆様、こんにちは。

年度末の大変お忙しい中御出席いただきまして、どうもありがとうございます。

先ほど、蝦名副知事からお話ございましたように、今日は次年度以降に向けての環境モニタリング計画及び撤去計画、これにつきましては、着実な進行を図るという意味で非常に重要でございます。

さらにもう1つ大きなこととしまして、協議事項にもなっておりますが、確実な目標達成と申しますか、2012年度には完全に修復撤去を終えるということでございます。

それと同時に、今日御審議いただく環境再生に向けた夢のある希望が持てる環境再生計画ということ、その進め方について御協議いただきたいと考えております。

先ほど少し、副知事もおっしゃられましたけども、非常に青森県だけでなく、日本全体、財政的に非常に厳しい面がございます。しかし、あえてそういう状況を勘案しながらも、環境再生に向けてプラスがあるようなことに対して、着実に一歩ずつそれを実行に移していきたいという意気込みをおっしゃっていただいたと思っておりますので、今日は是非、そういう希望が持てる、夢の持てる議論ができればと考えております。

それでは、今日は時間が非常にタイトでございますので、2時半から4時半まで終わらないと私、帰れないこととなりますので、どうぞよろしく御協力のほどをお願いいたします。

では、座って進めさせていただきます。

では、早速ではございますが、報告事項と協議事項がございますが、まず報告事項を順番に進めてまいりたいと思います。

1番目の魚類・農作物のダイオキシン調査報告について、事務局よりよろしく願いいたします。

事務局： それでは、魚類・農作物のダイオキシン類調査結果につきまして御説明いたします。

まず、魚類のダイオキシン類調査結果について御説明いたします。資料1-1を御覧ください。

県では、不法投棄現場下流を流れる熊原川に生息する魚類について平成16年度からダイオキシン類の調査を実施しております。毎年、1種ずつ調査を行っておりまして、イワナ、ヤマメ、ウグイ等を実施してまいりました。これを1サイクルで調査しております。今年度は、再度イワナを調査いたしました。

その結果、調査結果につきましては、表1のとおりでございます。公表されている国の

調査結果等と比較しましても、既存調査結果の範囲内でした。参考としまして、一番下に県で過去に実施したヤマメ、ウグイの結果を記載しております。

続きまして、資料1 - 2 農作物のダイオキシン類の調査結果について御説明いたします。

県では、平成15年度から田子町の主要な農作物である米、枝豆、にんにくにつきましてダイオキシン類の調査を実施しております。今年度までの調査結果は、表のとおりとなっております。米、枝豆はこれまで国が公表しています調査結果と比較しても、十分に低い値となっております。にんにくは、公表されている国の調査結果はありませんけれども、これまで県が実施してきた調査結果と比較しましても、特に問題ないと考えております。

以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

いかがでしょうか。魚類の方も農作物の方も、ダイオキシン類につきましては、基準以内であるということでした。これにつきまして、何か御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

では、次の報告事項に移りたいと思います。

それでは、2番目の報告事項、排出事業者等に対する責任追及の状況について、事務局お願いします。

事務局： 資料2、排出事業者に対する責任追及の状況を御覧ください。この資料は、2枚ものになっておりまして、ホチキス止めをしておりますので、2枚目の別紙を横に置いて御覧になっていただければ幸いです。

県では、三栄化学、縣南衛生という不法投棄実行者に対する責任追及と並行して、廃棄物を実際に出した工場や会社といった排出事業者等に対しても、いわゆる廃棄物処理法の規定に基づきまして、責任追及を行っております。

まず経緯ですが、不法投棄の実行者から押収した取引台帳等を手掛かりに青森・岩手県の両県知事の名前で3回にわたりまして合計約12,000社の排出事業者に報告徴収を行っております。

東京、埼玉、神奈川、千葉、この4県でこのうち約70%、関東地方に山梨を加えますと、首都圏ということになりますけれども、その首都圏では約90%の比率を占めております。この12,000社につきましての調査を、両県で分担しておりますのが、青森県の調査担当は東京、茨城、千葉など、10都道県の約6,800社となっております。

提出された報告書並びにその添付書類を審査いたしまして、無許可の収集運搬業者に委託したなど、法違反の疑いのあるものについては、必要に応じて再報告を求めたり、立入検査を行った上、厳密な事実認定、そして聴聞を経て行政処分を行っております。

調査対象は、約12,000社ということですが、排出事業者の責任を追及できるのはあくまでも法違反が認められる場合ということですので、実際にはごくごく限られているということになります。

まず、平成15年6月から17年の5月までにかけて、両県知事の連名で、行政処分であります措置命令を発出しております。これは、実際に現場から法違反のあった量に

相当する廃棄物を撤去させたというものです。

また、平成15年の12月には、県の行政代執行事業の着手後に判明した措置命令の対象となる排出事業者については、実際に持って行かせるのではなくて、代執行事業に要した応分の費用を徴収します、という旨を公告しております。

平成17年6月には、この15年12月の公告と平成16年度の行政代執行による撤去の費用が確定したということ为背景としまして、本県では従来 of 措置命令から撤去費用相当額を徴収する納付命令に移行いたしました。

一方、岩手県の方では、従来 of 措置命令という形態を継続しておりましたので、両県が法違反量について2分の1ずつ、青森県は納付命令、岩手県は措置命令ということをやっておりました。

また、昨年度からは業務の効率化の観点から、環境省との協議を経て両県の調査担当都道府県をそれぞれの県の管轄としました。この管轄の意味するところでございますが、例えば、青森県の管轄内の法違反の排出事業者に対しましては、青森県が2分の1ではなくて、法違反量全量に対して行政処分を行うことというふうなことです。岩手県では、逆に岩手県の管轄の都道府県で法違反の会社があった場合には、その違反量全量に対して措置命令を発出するということでもあります。

そのペーパーの下のかぎ括弧は実績でございますが、先に別紙の方で、内訳で説明をしたいと思っております。

別紙の上の表は、措置命令の実績でございます。表の上から、15、16、17の年度。左から右に向かって排出事業者の所在地、履行実績、そしてその右には、青森県側現場からどのくらい撤去されたのかということが書いてあります。これまで18事業者に両県知事連名で命令を発してありまして、その量はトータル約630トンでございますが、青森県側の現場からはそのうち約304トンが撤去されております。

その下の表は、納付命令の実績でございます。左から事業者の所在地、納付命令の金額、備考欄には、それに相当する重量が書いてあります。合計、これまで5社から、金額で合計約298万円、重量に直しますと約75トン相当を納付命令として出しておりまして、いずれもこの金額はもう納付されております。

裏の方を見ていただきたいんですが、別紙の裏には、自主撤去の実績がございます。自主撤去と申しますのは、法違反の疑いで立入検査を実施するなど、その調査の途上で排出事業者側からその会社が委託した廃棄物の全量について、現場から自主的に撤去したいという申し出があったものです。

実際には、撤去してもらうのではなく、その撤去に代えて撤去費用の相当額を拠出してもらうということでございます。

県では、申し出があったものを全部鵜呑みにするということではなくて、その申し出内容に具体的な妥当性、すなわち会社としての社会的責任を果たすものであるのか、県民の負担軽減につながるのか、そしてまた法律の安定的施行、つまり再発防止も含めて、そういった観点からどうなのかということで検討を加えて、その結果、了承したものがこれまで15社ございまして、既に受納済みであるのが合計2億9,195万円。量に直しますと約7,690トン相当ということでございます。

備考欄の所に 印、 1、 2、 3 というものがございしますが、これらの会社は5年分割で払いますよという会社です。18年度に 1、19年度にも 1がございしますが、これは同じ会社でございまして、18年度に1回目の拠出、19年度に2回目の拠出ということの意味します。 2、 3は、19年度にそれぞれ5年分割のうちの1回目の拠出を終えているということの意味いたします。

したがいまして、19年度の上から数えてまいりますと、申し出が11件あることとなりますが、先ほど申し上げましたように、ダブルカウントするのを避けておりまして、結果的にはそこで会社の数だけみますと10社ということになります。

それから、資料2に戻っていただきまして、じゃ、結局、いろんな区分はあるけども、トータルでどうなんですかということになりますが、資料2の一番下の 印にトータルの量を書いてあります。つまり、分割といってもトータルの量はもうはっきり申し出ているわけでございますので、そういうことを考えて金額換算いたしますと、まだ履行残が1億700万円ございまして、トータルで考えますと実績として申し上げられるのは、重量でいいますと10,842トンぐらいですし、金額ではお陰様をもちまして約4億という大台を超えまして4億200万、これが今日現在の実績ということでございます。

最後に、実は私共こういう責任追及の仕事で会社の方といろいろ折衝がございしますが、自主撤去を申し出したほとんどの会社からこういうお話を聞くわけでございます。社内で排出される産業廃棄物の施設であるとか、流れであるとか、そういった再点検を行いましたよと。あるいは、不法投棄につながらないような適正処理のマニュアルを作りましたよと。あるいは、大きい企業さんにつきましては、グループ企業、傘下の企業を集めて研修会を行いましたよ、といった再発防止に向けた取組みを積極的に行っていますという旨のお話を伺っているところでございます。

私共としましては、ただ単に自主撤去で拠出金を受けるというのみならず、それでももちろん、県民の負担軽減は大いに効果はあるわけでございますが、もう一つの側面としましては、もう二度とこういう不法投棄は起こさないという意味でも、首都圏の会社の再発防止に向けた取組みの効果、こういったものも大きいと考えているところでございます。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

いかがでしょうか。不法投棄された、ある意味で委託した排出事業者の法違反をしているところからの、及び自主撤去される場所、その実績を整理していただいたものですが、いかがでしょうか、何か御質問等ございますでしょうか。

詳しく、丁寧にいただいたんですが、結局、最後におっしゃっていただいたんですが、二度とこういうことを起こさないように再発防止に向けた取組みを始められているというところにつなげていくということが一つの効果ではあると思います。自主撤去の方が、かなり費用的にみても3億弱ですよ。法違反の措置命令、納付命令をしたものは非常に少ないですよ。そうすると、こういう分析して、じゃ、次にどうつなげるという現実的な面でいえば、もっと自主撤去してもらってもいいのではないかと。そういう方向付けは出来ないのだろうかという気もするんですが、その辺はいかがなものでしょうか。

事務局： 会社の方と接触する端緒は、何かがないと立入検査も出来ません。

古市会長： 分かります、その辺は。どう言うんでしょう、12,000社ですからかなりたくさんのところなんですが。結局、自主撤去しますよと、私のところは法違反しているわけではないんですが、CSR（企業の社会的責任）的なイメージもあるし、こういうものに自主撤去させていただきます。費用をお出ししますというような、そういうときに何か名前を公表するとか、これがやぶ蛇なんじゃないかなという気がするのですけども。良いことをする人を褒めるような形で、もっとこれを増やしていくということは、そういうことは出来ないんですか。そういうニーズはないですか。

事務局： 県民の負担軽減ということで、少しでも実績を上げたいのは山々でございますが。会社と実際やり取りをした中では、今、非常に厳しい企業環境がございますので、かつ一方では、先生がおっしゃるように事実認定は極めて不利益処分にならないように厳しいこともございまして、我々としては、一杯いっぱいじゃないのかなと。

古市会長： そうですか。ありがとうございました。

特段なければ、3つ目の報告事項に移りたいと思います。

では3つ目の平成19年度青森REER(株)の周辺環境等調査結果について、これについて御説明、事務局よろしく申し上げます。

事務局： つづきまして、資料3の平成19年度青森REER(株)周辺環境等調査結果について説明いたします。

まず、本調査につきましては、県境産廃を青森REER(株)で処理するに当たりまして、平成16年度から施設周辺住民の方々との約束により行っているところでございます。調査は、REER周辺を流れる大袋川の上流、下流の水質のほか、周辺の土壌、REERでの処理に伴って生じます溶融スラグの方を行っております。

まず、資料の3ページ目を御覧いただきたいのですが、こちらの方がREERの周辺の状況になっております。資料の図の左側に一番左側に丸がありますが、こちらが水の上流の採水地点。一番右上になりますけども、こちらが下流側の採水地点になっております。その間に事業場が複数ございます。これらの事業場のうち、から というふうに川の所に数字を振ってありますが、こちらがこれらの事業所から大袋川へ放流される地点4か所になっております。

資料1ページ目に戻っていただきたいのですが、表の一番下にダイオキシン類がございまして、平成19年の6月と10月に採取したものを分析しております。そのうち、19年の6月に大袋川の下流で採取した水から、調査開始以来、初めて環境基準を超える2.8pg-TEQ/のダイオキシン類が検出されました。

なお、隣の数字を見ていただくと10月になりますが、こちらの10月に採取した水については、環境基準を下回っております。

2ページ目の一番下の表、参考と書かれている表ですが、こちらが大袋川のダイオキシ

ン類につきまして表にしたものでございます。平成16年から19年までの結果でございますが、上流、下流とも、平成18年度までは環境基準を下回っていたということが分かるかと思えます。

現在、これらの事業者側で放流水4か所のダイオキシンの分析を行っておりまして、原因の究明中でございます。また、青森市の方ですが、原因究明を行っておりまして、県といたしましては、搬入を休止しまして、その推移を見ているところでございます。

説明は以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

撤去廃棄物の委託処理をお願いしている青森RER（株）ですね。その施設の所の大袋川の下流で環境基準をオーバーするダイオキシン類が採取されたということですが、何かこれにつきまして御質問等ございますでしょうか。

福士委員、お願いします。

福士委員： 恐縮ですが、私も分からないことがあります。まずその地図にあります調整池ですね。これは、RERに付属したものなのか。どういう目的で、どこの事業者のものなのかということ。

もう一点は、油水分離槽のAとBというのが、場所が、放流口が離れていますが、これもどこの施設の分離槽なのか教えていただければと。

事務局： まず調整池につきましては、青森RER（株）の事業場に降りました雨水などを溜めておく、溜まっている池ということでございます。

、 に油水分離槽がありますが、こちらの方は青南商事という、別法人になりますが、そちらの施設の方の事業所にあります油水分離槽が2つあるということになります。

福士委員： ですから、 と が離れていますので、 の方がエコプラザ側のものなのかというところですが。そうじゃなくて、分けてないと。青南商事の破碎施設に付属した分離槽なのか。

事務局： これは、事業所の敷地としましては、RER側と青南商事側に分かれて、中央に橋があります。その橋付近を境にしてRER側と青南商事側に分かれていますのですけども。その油水分離槽につきましては、その青南商事側に降った雨を側溝で集めまして、ちょうど放流口の近くにそれぞれ油水分離槽を設けています。そこで青南商事側の方に降った雨を油水分離して、そして放流しているという状況です。

福士委員： そうすると、どこの施設のどうというよりも、全体用だと思えばいいわけですね。AとBは。

事務局： 青南商事側ということですね。ですので、RERからの雨水がそちらの方に行くということはないようです。

福士委員： 分かりました。

古市会長： 青森RER（株）というのは、これがガス化溶融炉がある所ですか。

事務局： はい、そうです。

古市会長： 結局、採水されたのは上流側、バックグラウンドとしての上流側と、RERと青南商事、両方合わせたようなものが下流側で計測されているということですね。

事務局： はい。

古市会長： そうすると、実際どちらの影響かというのは分からないわけですね。

事務局： はい。

古市会長： 青南商事の破碎施設というのは、RERと関係しているのですか。

事務局： これは、別々の法人になっておりまして、直接関係しているということはないんですが、ただ、事業の上でのつながりというのはあるようですけども。

古市会長： そうですか。廃棄物が破碎してこちらに持ち込まれているということはないのですね。

事務局： 廃棄物の処理ということで、一緒にということはありません。それぞれ別々でございます。

古市会長： そうですか、分かりました。

ほかにいかがでしょうか。石井委員、お願いします。

石井委員： 先ほど、最後に原因究明中だというお話があったのですが、具体的にどういうところで追加的なサンプリングをして、いつくらいまでにこういう原因究明というのが行われるのかをお伺いしたいのですが。

というのは、今止めているということで、いつになったら原因究明が終わって使えるのかなということに関係すると思いますので。

事務局： 調査のやり方としては、まずこの放流されている水、4か所あるわけですが、これについてダイオキシン類の測定を行っております。その結果というのは、一応、今月中くらいには出るだろうということでお知らせしております。

ただ、実際、これらの施設といいますか、この区域というのが、行政区域として廃棄物、環境関係の規制ということに関しまして、青森市の方が中核市ということで所管しており



まして、施設の方の指導、そういうものは、青森市が所管して行っています。そういうことですので、県としては、青森市の指導状況の推移を見ているということで、現段階でいつ頃、どうするということまでは、我々としても言えないといいますが、それを検討する段階にも入っていくことができないという状況でございます。

古市会長： 一般的に産廃の処理の許認可等は、普通は県ですけども、最近、中核市と、政令指定都市は当然そうですけども、そういうのは中核市でも産廃処理に関しての管理責任というものが移ったんですね。ですから、そちらが独立でやられるので、青森県としてはその実態についてはなかなか押えがたいということですね。

事務局： はい、そういうことです。一応、青森市の方からは情報は逐次入れてもらうようにしております。

古市会長： でも、その辺はあれでしょう。対住民との関係がありますから、住民の方からいろいろ質問が出てきて、それに対してこの青森市の方がいろいろ答えているという状況はあるわけですね。そうすると、どういうステップでどうするというのは、おっしゃっているはずですね。その辺の情報はどこまで分かっているのでしょうか。

事務局： 青森市の方でも、水質の測定結果すらまだ分からない状況でございますので、それが出ればまたそれを基にしてさらにどういう調査が必要なのか、あるいは事業者への指導で、今の測定結果で原因が分かっちゃうのかどうか、その辺のところはまだ分からないと思いますので、住民の方には正確には、具体的な説明はしていないと思います。

古市会長： 事実として県境の不法投棄廃棄物の撤去されたものが、こちらに処理していただくのですが、今は止まっているということが事実関係ですね。

いかがでしょうか。よろしいですか。栗生委員、お願いします。

栗生委員： 青森R E R（株）の施設周辺ということで、この川の上流と下流ということだけ調査をしているんですが。 のところで中間で調査を加えて、R E Rがどういう状態なのか、本当にそうなのか、関係ないのかということをはっきりさせて、処理を推進させるべきではないかと考えます。

古市会長： それは、市に対する要望ですか。分かりました。

直接、この場でそういうことを要望できるわけではないということですが。

ありがとうございました。

ほかになれば、時間の関係で協議事項に移りたいと思います。

それでは、資料4に基づきまして協議事項第1番目の平成20年度の環境モニタリング計画案について、19年度の調査報告も踏まえながら御説明いただけますでしょうか。よろしくお願いします。

事務局： それでは、平成20年度環境モニタリング計画案の説明をするに当たりまして、まず平成19年の調査結果について、資料4-1によりまして報告いたします。

資料の1ページに、昨年1月から12月までの間に行った調査結果をまとめております。

まず、水質モニタリング調査結果についてでございます。1ページの表は、基準値を超過しました地点と項目、そしてその測定値を一覧表にしたものでございます。

表の右側の基準値という、ア-3につきましては排水基準、その他の地点については環境基準値を記載しております。

その後、2ページから24ページには、個別のデータを載せております。

また、27ページには、県境部の井戸6本の地下水位及び電気伝導率の常時観測結果のグラフ。さらに28、29ページには、これまでのモニタリング結果のうちで基準を超過した、あるいは上昇傾向にあるポイントの項目をグラフに示したものでございます。モニタリング地点につきましては、これは30、31ページに別図1、別図2として示しております。

それでは、1ページに戻りまして、表の中、ア-3水質E堰堤ヒューム管というのは、これは浸出水でございますが、現場の中で最も汚染されている水でございます。そこでは、引き続きベンゼンとほう素が排水基準値を超過しておりました。

次にア-8でございますが、不法投棄現場の西側、遮水壁の内側にある井戸でございますが、ここではヒ素、ベンゼン、ほう素が環境基準を超過しておりました。

28ページのグラフで見るとおり、平成19年度に入ってベンゼン、ほう素が急激に高くなっております。これにつきましては、今年度からア-8地点の上部に位置しておりますエリア、我々はFエリアと言っているのですが、その付近で掘削作業を行っておりますので、もしかしたらその影響が出ているのではないかと考えております。

次、ア-25につきましては、岩手県との県境の北側にある井戸ですが、ここでは、1,1-ジクロロエチレンとテトラクロロエチレンが環境基準を超過しておりました。

次のア-29につきましては、岩手県との県境のほぼ中央部分、ほかの県境部分の井戸と比べてやや県境から離れた所にある井戸でございます。ここでは、テトラクロロエチレンが環境基準を超過しておりました。

27ページの常時観測結果、電気伝導率とか、常時のグラフですが、県境部のア-27、28、29の地下水がやや低下傾向にあるというふうに見られます。

以上、水質モニタリング調査結果につきましては、これまでの調査結果と同様に現場内の一部の地点では排水基準、あるいは環境基準を超過しておりましたが、周辺地区では、環境基準を超過している地点はなく、汚染は現場内に留まっているという状況でございました。

なお、資料4-1の最後のページ、32ページでございますが、実はこの表は平成19年の調査結果のうち、現場で最も汚れているア-3の水質と浸出水処理施設の原水、膜ろ過処理水、放流水の水質を並べた表でございます。ここに示しております原水というのは、実は前の協議会でもちょっと説明させていただいておりましたが、投棄現場から処理施設に集められました浸出水をばっ気して、揮発性有機化合物、いわゆるVOCを除去し、野外の浸出水貯留池でさらにかくはんばっ気して、水質を均一化して施設内へ送水したものの

でございます。

ばっ気前の浸出水も分析はしているのですが、詳しく分析しているのはこの原水といっているものからでございますので、表には浸出水を記載せず、原水から記載しています。

ア - 3 で非常に高い濃度のベンゼンなどが検出されているわけですが、そういうふうなものも問題なく処理されておりまして、浸出水処理施設はきちんと機能していますということをお知らせしておきます。

次に有害大気汚染物質モニタリング調査結果についてでございます。これは、1 ページに戻っていただければと思います。

この調査は、現場の敷地境界の3 地点で廃棄物の掘削、選別作業などに伴って発生しますベンゼンやトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンが周辺に拡散していないか確認するための調査でございます。

調査結果は、25 ページの2 に示しておりますけども、これまで同様、全ての地点、全ての項目で環境基準を下回っており問題ありませんでした。

続いて、大気汚染物質モニタリング調査結果についてでございます。この調査は、国道104 号線から県道道前浄法寺線に入ってすぐの所にあります上郷公民館で廃棄物の運搬車両などの排ガスによる大気環境への影響を把握するための調査でございます。

調査結果は、25 ページの3 に示しておりますが、二酸化窒素、浮遊粒子状物質とも環境基準を下回っておりまして問題ございませんでした。

なお、調査地点につきましては、資料4 - 1 から抜け落ちてしまいました。大変申し訳ございません。有害大気、大気汚染ともにモニタリング計画の資料4 - 2 を配布しておりますが、その7 ページに別図3 ということ載せておりますので、それを参考にさせていただければと思います。

別図3 のA - 1、A、B、C というものが有害大気の調査地点です。それからA - 2 というのが大気汚染の測定地点ということになります。

最後に資料4 - 1 に戻りまして、騒音振動モニタリング調査結果についてでございます。この調査は、廃棄物の運搬車両など、大型車交通量が増加することによりまして、沿道の生活環境への影響を把握するため、先ほど言いました上郷公民館、国道104 号線沿いにあります関地区、それから田子地区の3 地点で調査を行っています。調査地点につきましては、これも資料4 - 2 の8 ページ別図4 の方を参考にさせていただければと思います。

騒音につきましては、すべての地点で環境基準を下回り、また振動についても、すべての地点で要請限度値を下回っており、問題はございませんでした。

以上で平成19 年環境モニタリング調査結果についての報告を終わります。

続きまして、以上の調査結果を踏まえて作成しました平成20 年度環境モニタリング計画案について御説明いたします。

まず、計画案の中身に入る前に、現場内と現場周辺という枠組みについて変更を考えておりますので、その説明をさせていただきます。

平成19 年度で鉛直遮水壁、あるいは表面遮水工事等、汚染拡散防止対策工事が完成したということによりまして、遮水壁から外部への廃棄物の影響が遮断されました。資料4 - 1 の30 ページに示しました地点図と資料4 - 2 の5 ページの位置図を見比べていただ

きたいと思います。それぞれに赤い点線が現場と周辺の境界線として示されております。

19年度まではかつてのラグーン末端部、現在、浸出水処理施設がある地域でございますけれども、そこまでを現場内、その外側を現場周辺と言っておりましたけれども、来年度から、その遮水壁内とその外側を周辺という具合に区域分けしたいと考えております。

具体的には、ア - 6、9、10の3地点が、これまで現場内ということだったのですが、来年度から周辺の方の区分けに入っていくということになります。

それでは、計画案に移ります。

資料4 - 2の1ページを御覧ください。

まず、水質モニタリング計画案ですが、近年の調査で検出されていない項目について調査回数を見直しをしました。1つは重金属や農薬等について。もう1つは、揮発性有機化合物、いわゆるVOCについてでございます。

まず、重金属、農薬等についてですが、これはカドミウム、全シアン、総水銀、PCB、シマジン、チオベンカルブの6項目につきましては、平成16年度から現場内、現場周辺、いずれからも検出されておられません。従いまして、まず現場周辺については、これらの項目を削除したいと考えております。

遮水壁内につきましては、これは農薬のみを廃止いたします。一般的な不法投棄現場で検出されることの多いカドミウム、全シアン、総水銀については、遮水壁内におきましては、引き続き実施することとして、合わせてPCBの測定も継続いたします。

次にVOCについてでございます。現場西側のア - 6、9、10、31については、近年、VOCは検出されておらず、鉛直遮水壁本体の完成で廃棄物の影響が遮断されましたので、これらの地点では調査頻度を削減したいと考えております。

表を御覧ください。ア - 6は平成18、19年とVOCが検出されていません。ア - 31は平成16年から一度も検出されていません。従って、年6回を年4回に削減したいと考えています。ア - 9は平成16年から、ア - 10は平成18年から検出されておられません。これにつきましては、年12回を年6回に削減したいと考えています。

次にア - 17についてでございますが、この地点は、浸出水処理施設からの放流水の影響を見るために設置している地点でございます。今年度は、VOCを年12回調査してはいますが、浸出水処理施設は平成17年の稼働以来、順調に浸出水を処理しており、放流水からVOCが検出されたことはございません。従いまして、年6回と調査頻度を削減したいと考えています。

今回、変更する部分は以上でございますけれども、その他の調査地点につきましても、今後調査結果に変動があれば、適宜調査回数を変更するなどして、柔軟に対応し、随時見直しを行うこととしております。

なお、水質の詳細なモニタリング計画につきましては、3ページのとおりとなっております。

それから、有害大気、大気、騒音振動、これらにつきましては、2ページに示しておりますが、これは今年度と同様に年4回のモニタリングを継続して実施していきたいと考えております。変更いたしません。

以上で平成20年度環境モニタリング計画案についての説明を終わらせていただきます。

古市会長： ありがとうございます。

資料4 - 1で昨年度、今年度まだ19年度ですが、水質・大気・騒音のモニタリング結果についてご報告いただきました。

ア - 3場内ですよ。この辺が特に環境基準等を超えているわけ、これは排出基準というふうになっていますが、超えています。水処理施設によって十分濃度低下されていますよという御説明もございました。

それから、資料4 - 2の方ですが、これにつきましては、遮水壁ができたことによって、モニタリング計画における内部、外部というものの考え方がア - 6、9、10が内部から外部になった。そういうような仕分けの仕方での調査項目等の変更を見直された。それについて御説明がありました。

特に、廃止の部分がございまして、それから、測定回数を減らすという部分がございまして、この辺につきましては、全般的に何か御質問等ございましたらよろしく願います。いかがでしょうか。大久保委員、願います。

大久保委員： 調査が行われて、長い経過を経て変更するということについては構いませんけども、今まで年6回やっていたデータが出てきて、例えば10月に採水していますよね。その結果が県に報告されるのはいつになるのでしょうか。10月採水したとすれば。

事務局： 調査項目にダイオキシンとかそういう時間のかかるものがあるのか、無いのかで違ってきますが。大体、1か月半くらいで報告されてきますので、報告があれば、それについては大体1～2週間のうちには公表しております。

大久保委員： 分かりました。そうであればよろしいんですが。先ほどの資料3でR E Rのデータが出ておりますけども、例えば、平成19年度では6月、10月、その後ろのページを見ると平成18年も6月、10月、17年も6月、10月という形になって、結局、19年の6月に2.8出ても、全く再調査されていないような状態になってくるわけです。ですから、今、県でやる環境モニタリング計画については、データについてきちんと異常があったら再検査をするとか、再調査をするとか、そういう体制が整えられていれば、この計画で良いと思いますので、そういう体制をよろしく願いたいと思います。

事務局： 検討させていただきます。

古市会長： 今言ったようなスケジュールで検査して、それから報告がされているわけですよ。このR E Rが遅かったという意味ですか、それは。

事務局： はい、そうです。

古市会長： ほかにいかがでしょうか。西垣委員、願います。

西垣委員： この結果を見させていただきまして、27ページの所ですが。先ほど、水位が下がって、19年の2月に遮水壁がほぼ完了したら水位が下がってきているのが、一番最後の19年度の報告の一番最後の29、27、28が水位が下がってきており、26にはあまり影響はしていないと思えばいいのでしょうか。沢の水位がそんなに変わっていない。赤が2本か3本くらいあって、どれが26の赤か分かりにくいのですが。

事務局： ア-26につきましては、下から、地下水位の方につきましては、下から4本目のピンクと言いますか。

西垣委員： 438くらいの所でペコペコしているようなやつですか。

事務局： そうなっております。今までのデータを見ますと、地下水の低下というのはちょっと見られないですね。

西垣委員： ここはほかと違って、ほとんど基準以下の値になっているというふうな形で、29ページでは26のことはほとんど触れておられないと思えばいいのですね。

その結果、29ページの所で、トリクロとかテトラとか、その辺が少しずつ19年の2月から増えてきているのは、水があまり動かなくなったから濃度が高くなったという判断をしていっても構わないということですか。

上に遮水壁をしましたので、向こうからくる水が無くなってしまったから、ここにあるやつの濃度がほとんど動かなくなったから高くなっているという。

事務局： その辺については、まだちょっと確たる分析を行っておりません。申し訳ございません。分かっておりません。

西垣委員： そうですか。恐らく、石井先生、何か助け船を出してくれるのではないですか。

古市会長： これはどうですかね。岩手側の方は溜まった水については採水してタンクローリーで持っていくとか、何かそういうことをやっていますよね。青森の方は、ここはトレーサ実験でよくやった所ですよ。

石井委員： 何かこの付近で作業をしたとか、掘削だとか、上からいじったとか。そういうのはない場所なのですか。

古市会長： 31ページね。

石井委員： 31ページの地図のいわゆる、この間、見学しに行った分別施設のある所よりもちょっと下側の所の法面だとか、あの辺でちょっと工事したとか。

そういう場内の作業に伴って新たに溶出したものがあるだとか、何か状況が変わらないと濃度が上がらないのかなと思ったんですが。

事務局： 青森県側では、特段、この辺での工事というのは行っていないんですが、何か岩手県側の方ではあるのではないかということなんです。

古市会長： これはあれでしょう。県境での青森と岩手の間の遮水壁については、完全に根入れしていない、していましたか。

鎌田室長： 矢板の方は、2.5m根入れしております。ここで気になるのは、空いてますよね25の部分が。25の部分の空いている北側の方で、岩手県側で19年度、18年度からずっと掘削を、この辺を重点的に撤去をしておりますので、その影響かなとは思っております。ただ、29の所が高くなったのは、今、西垣先生が言われたように、水が動かなくなって濃度が濃くなったのか、その辺はちょっとまだ解析できておりません。

古市会長： 西垣委員、よろしいですか。まだちょっとその辺についてはもう少し様子を見るということですね。

西垣委員： ですから、結構きれいにはなってきたと思うんですが。

古市会長： でもね。一部上がったのがあるのです。この辺、非常に複雑な様相を呈しているのですよ。こういう遮水壁、矢板を入れた部分で掘削等をやっていますので、若干流れも変わっているし、かくはんされている可能性もありますよね。

ほかにいかがでしょうか。モニタリング結果、19年度については、いかがでしょうか。もうよろしいですか。

それを踏まえました20年度のモニタリング計画の方につきましては、いかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

では、次の協議事項に移りたいと思います。

それでは、資料の5に基づきまして、平成20年度以降の撤去計画、これは中間報告ですが、撤去実績報告等も踏まえて御説明、よろしく願いいたします。

事務局： それでは、平成20年度以降の撤去計画とこれまでの撤去実績ということで報告をさせていただきます。

まず、資料5-1を御覧ください。

県境不法投棄現場の廃棄物の撤去は、16年12月から開始しまして、平成18年度までに97,200トン、そして今年度は1月末までの実績となっておりますが、46,510トンとなっており、合わせまして14万3,712トンの撤去となっております。ここに2月分の撤去について実績として入れていないのは、今、説明させていただきますが、資料3の方でも報告がありましたが、青森RER(株)の付近でダイオキシンが検出されたということで、1月21日から、また八戸セメントが定期点検のため2月4日から、これら両施設への廃棄物の搬出がされておられません。厳密に言いますと、八戸セメントに2月1日だけ150トン程度運搬したということですが、これは敢えて2月分として計上しなかったということです。

このような搬出の期間の休止期間を少なくするためと、今後、発生する石、覆土、不燃物等の保管場所確保のために、現在、現場に保管されております金属くずなどは緊急的に撤去、埋立て処分することといたしました。

2月21日ですが、三戸町にありますウィズウェイストジャパン三戸事業所と埋立て処分の委託契約を締結して、2月25日から3月末までに約1,500トンを埋立て処分することとなっております。

資料5-1は以上でございます。

次に資料5-2を御覧いただきたいと思います。

こちらの方では、20年度以降の撤去計画ということになっておりますけども、大きな話としては、20年度以降の残量とか、これからどうやって撤去していこうかということをご様方からいろいろと意見、提言等をいただくために作ったものでございます。それではまず説明させていただきます。

古市会長： これね、ちょっとごめんなさい。差し替えになってはいますけども、どこがどう変わっているかを、まず説明していただけますか。

事務局： 文言の訂正でございまして、新規の所で、2番の という所がございまして、こちらの方の言いまわしの部分を、前の方では「処理施設の確保が可能となる」という表現だったんですが、今回の差し替えの方では、「処理施設の確保ができる見通しである」という表現です。

それでは、資料5-2につきまして説明させていただきます。

平成20年度以降の撤去計画ということですが、まず、埋め立てられている廃棄物の推計量ということでございます。

まず、(1)としまして19年度までの撤去見込み量をお出ししております。16年12月から18年度末までに体積としましては71,000立法メートル、それから19年度末までには、今年度約40,000立法メートルを見込んでおります。合わせて11万1,000立法メートルが撤去されるだろうという見込みを立てております。これは、重量に換算しますと、18年度末までに97,000トン、今年度は一応56,000トンの撤去を見込んでおまして、合わせて15万3,000トンと推計しております。

このことから、20年度以降撤去しなければいけない量として残りますのは、67万1,000立法メートルから11万1,000立法メートルを差し引きまして、56万立法メートルに、今年度鉛直壁等の工事に伴い掘削しました廃棄物の撤去を主に実施しておりますけども、この撤去において示されました実績の単位体積重量が1立法メートル当たり1.5トンという値が示されておりますので、今回はこの値を与えて重量を推計してみました。

この値は、今後とも比重としましては最大限の値ではないかなと思っております。

先ほどの56万立法メートルに1.5を掛けますと、トン数にしますと84万トンが撤去対象として20年度以降ということになります。

次に処理施設の確保についてでございます。今年度から本格撤去に入るということで撤去量を大幅に増やすことにまず努めて参ったのですが、マニュアル等によります加熱処理



という基本にとらわれ過ぎまして、受け入れ施設の確保が非常に不安定であった。そのことから思うような撤去実績が上げられなかったというのが現状でございます。

このことから、不安定要素の多い加熱処理だけにとられることなく、本格撤去計画によります「その性状等から、加熱処理に適さないものは、それ以外の処理方法のうち、最も合理的な方法により処理する」とされていることから、特別管理産業廃棄物は加熱処理、普通産業廃棄物は埋立て処理を基本に検討していきたいと思っております。

それではまず、施設の詳細について説明させていただきます。

現在、加熱処理として確保されております施設は、先ほど来、名前が出ております青森 R E R (株) が日処理量 130 トンでございます。それから、八戸セメント(株) が日処理 100 トンということで、今現在、加熱処理の施設として確保しているのは、この2施設でございます。

また、新規の施設につきましては、平成20年度から県内2か所で1日合計210トン処理できるという施設の確保ができる見通しでございます。このことから、20年度においては、県内で1日440トンの加熱処理が可能となります。

また、埋立て処分する最終処分場でございます。これにつきましては、残余容量が合計で74万立法メートルあります2か所の最終処分場で受入れの意思がございます。このうち、1か所の処分場へは先ほども申しましたように、緊急的に来週から埋立て処分することとなっております。

以上、加熱それから最終処分、これらの施設を合わせますと、加熱の施設の処理能力の増大、それから最終処分場への埋立て処分容量からみまして、平成24年度までの撤去処理は可能と考えております。

20年度以降、今後の撤去に当たっての課題でございます。この検討に当たりましては、大前提としまして経済的、合理的で適正な処理方法が大前提と考えております。この課題につきましては、後で委員の皆様方からの知見、経験に基づく意見等をいただければと思っております。

まず1つ目は、単位体積重量の低減でございます。今まで、廃棄物の撤去に当たって調査してみますと、40%以上の含水率がほとんどの廃棄物でございます。

この廃棄物の水分低下を図るということは、廃棄物の総重量が減ることになり、経済的でもあり、また非常に撤去の計画が早まるだろうということから、最適な水分低下方法をまず検討したいということでございます。

それから(2)廃棄物の管理ということでございます。特管産廃と普通産廃を安定的に処理するために、分析、それから掘削計画を綿密に立てなければいけない。また、もう1つは、処理施設の受入れ規格に応じた廃棄物の性状、形状の管理ということで、これにつきましては、大きさの受入れ等もございませうけれども、今現在、塩素濃度が高いとちょっと受入れ不可能で、受入れ量が少なくなるという加熱処理施設もございませうので、皆様方の中でこれらについて何か良い御意見とか経験をお持ちの方があれば、意見をお願いしたいと思っておりました。

それから、3番目としては、覆土等の利用でございます。覆土は廃棄物とできる限り分離して利用したいと考えております。また、必要があれば浄化等をしながら活用する方法も

検討したいということでございます。

もう1つは、地山が露出した時点で分析判定して、適正処理することはもちろんですが、これも同じく必要があれば現地浄化等をしてしながら活用する方法も検討してみたいということでございます。

最後、4番目になりますけども、廃棄物の活用で、資源はあくまでもごみ扱いですが、有用な資源として、ひょっとすればという言葉はおかしいのですが、まだまだ活用できるものがあるかもしれないということで、もしそういう活用の可能性があれば御意見をいただければと思っております。

私の方からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

古市会長： ありがとうございます。

この1月までの撤去実績を御報告いただきました。そういうものを踏まえまして、20年度以降の撤去見通しにつきまして御説明いただきました。

ただ、比重を今まで1.0、すなわち容積と重量と同じというふうにかウントしてまいりましたけども、実質処理するとき、委託受入れでも重量で料金が掛かってきますから、正確な重量を算定するために、安全側というか、実質は1.0以上であることは間違いはないんですが、大体1.5を超えることはないんでしょう。鉛直遮水壁を造られるときにいろいろ廃棄物を深く掘られて、要するに今までは見えないからサンプリングが出来ない面もあったと。それをサンプリングすることによって、正確なごみの重量が分かってきたわけですね。大体、それはどのくらいの分布でしょうか。

事務局： 今まで主に撤去しているのが、18年度までパーク堆肥主体でございました。

ここについては、1.35前後、1.4まではいかないような感じで出ております。

ただ、先ほど一部18年度におきまして、そういう掘削も一部混じった関係で、大体もうちょっと上がって1.4という結果が出ております。ただ、今まで4種類、私共、ごみがあるということで分けておりますが、そのうちのパークのみで全体の残量を報告するのはいかなものかなということやってきたのです。20年度から本格的にシートを剥いで進めていかなければならないというときには、やはりあのごみの周りで地中から掘り出した廃棄物、これが一番残っている山には一番近い形で表われるだろうということで、19年度の実績を残りの残量に充てたという状況でございます。

古市会長： ありがとうございます。

もう1つ、先ほども議論になりましたけども、青森のRER(株)でダイオキシンの問題が起こっていますよね。搬入を停止しているということで、この440トンというのは、処理がいつから出来るかというのは、ちょっと見通しはないということですね。

おっしゃったのは、ここで大きな前提条件として、特管相当の産廃は加熱処理をする。普通産廃は埋立て処分に回すという基本方針みたいなことを決められたということですね。これについても、ちょっと御検討いただくということですね。

3番目の今後の課題につきましては、経済性・合理的で適正な処理をするためには、い

ろんな技術的な面の工夫が必要であるということで、委員の先生方から何かお知恵はないだろうかということですので、このへんについても御意見を頂戴できればと思います。

どこからでも結構ですので、御質問、御意見、コメント、よろしくお願ひしたいと思ひます。

柳田委員、お願ひします。

柳田委員： 2点ほどお伺ひして、1点はお願ひになると思ひます。その2点の部分の第1点が、今まで説明されたように、比重が1対1ではないのだから今後撤去量が84万トンになるのだと。その84万トンを確実に本当に撤去できるのかを、それを地元としては心配しているわけで、新聞等でも皆さん知っているわけですから、その辺のはっきり撤去するんだということを明言していただきたいなというのが1つです。

それから、こういう1.5になった、先ほども説明をしていたのだけれども、今まではそういう説明がなかったのに、そういう説明になって今聞いていましたけれども、その経緯が本当に、それで間違いないのか、本当にもうこれでいいのか、その辺のはっきりした根拠を説明していただきたいと思ひます。

もう1つの、これはお願ひということにもなると思ひますが、今後の課題の部分で、いわゆる覆土等、あるいはまた有効資源としての活用ということが3番、4番で取り上げられております。例えば、そういうふうな覆土等、あるいはまた有効資源として活用した中で環境汚染、あるいは水質汚染というのは、本当に大丈夫なのか。それが我々農家とすれば一番心配していることで、特に水質に影響があるのであれば、飲む水の方にも影響が出てくる。そういうことで、できればこの部分についての処理については、十分な調査、あるいは住民説明をしていただいて、納得をしていただいた上でそういうことをしていただきたい。そこをお願ひ申し上げたいということです。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

そうしますと、お願ひ事項2つと質問事項1個ということですね。確認しますと、お願ひ事項は比重1.5ですが、量が増えたけれども確実に撤去をよろしくお願ひしますということ。2点目のお願ひは、有効活用されるのは良いけれども、環境への影響については十分御配慮くださいというのがお願ひですね。

御質問は、比重1.5というのが出てきましたけれども、今回初めて。この経緯と根拠について少し御説明いただけませんかというのが質問です。

事務局： それでは、単位体積重量の推移といいますか、説明させていただきます。

当初の計画では、文献等でいきますと見掛け比重ということで、廃プラスチックは0.2とか、例えば、汚泥等でいきますと1.2とか非常に幅広い範囲の中で見掛け比重が示されております。その中で、幅広い中から一応、どういう経緯で充てたかというのは、私ものはっきり分かりませんが、1.0というのはこの時点では、あながちおかしい数字ではなかったものと思っております。

先ほども言いましたけども、16年12月から18年度までに撤去した時点でもある程度1を超えるというのは、私共も確かに把握しておりました。ただ、先ほども言いましたように、現地には汚泥、堆肥様物、焼却灰、それからRDF様物と4種類に仕分けされた廃棄物があるわけです。ところが、18年度までに主に排出したのは、先ほども言いましたように、パーク主体の堆肥様物ということで、この1種類だけではごみの全体の単位重量は把握できないということで、当初計画のまま、今まで過ごしてまいりました。

今回、1.5にしたというのは、先ほども言いましたように、これから掘り込む56万立法メートル、この周りから掘り出された鉛直遮水壁等で掘削した一番近い所から掘り出したごみでございます。19年度撤去しているわけですが。これの撤去するに当たっての実績が1.5ということで、今回、残りの地山に1.5という値を与えて84万トンという量を推計しております。

よろしいでしょうか。

古市会長： よろしいでしょうか。御質問は。

柳田委員： 付け加えていただければ、この84万トンというのは、本当にあと5年間で大丈夫なのかと。その辺をはっきり明言していただきたい。

古市会長： この辺ね、お願いと質問を兼ねていますので、よろしくお願いします。

事務局： 分かりました。先ほど、資料5-2で数量的なものをお示しております。まず、加熱処理に関しまして言えば、20年度で1日440トンまで施設が確保できるだろうということでございます。

それから、埋立て処分ですが、県内には今現在74万立法メートル埋めるだけの容量がございます。ですから、今日ちょっとパンフレットを持ってきておりませんが、全体地山でもほぼ67万立法メートルのうち特管物と普通産業廃棄物、比率は若干違いますけども、ほぼ半々という比率になっております。ですから、この加熱処理の施設と埋め立て処理の施設を上手く使っていけば、24年度までには十分可能だと私は思っております。

以上です。

古市会長： 埋立て処分という処理方法、これにつきましては、環境省の方に実施計画の届出変更されておまして、変更が認められておりますので、受け皿としての、トータルの容量としては十分あるというお答えでした。

はい、ほかにいかがでしょうか。環境省との関係ですが、鎌田さんの方で、実施計画を変更しましたよね。それで、今までは、例えば67万トン、これでどういう計画を立てて、処理で、コストはこうですということをお届けしていますよね。補助に関係しますから。その辺が変更になった場合、補助金との関係はどういうふうになりますか。

鎌田室長： 実施計画の変更は、岩手県もそうなんですけど、今こういう具合に出しましたが、総量 67 万立法メートルという容量は変わらないわけです。重さが変わったわけです。そうすると出していくためのお金も当然変わってくる。ところが、変わらないように我々は経済的にやっていこうじゃないか。どういう方法があるのかということを検討したい。それから、量的なものは、立法メートルでやっていますけども、トンで出さなくてはいけないのかどうかということは、これは環境省とこれから調整しようと思っています。

まだ、実際、1.5 という比重が果たしてそのままいけるのかどうか、あるいは 1.3 で推移するかもしれないし、1.6 になるかもしれないということで、国の方から言われているのは、半分以上やってみてから、それから協議しましょうと言われておりますので、そういう具合にしたいと思います。

古市会長： そうですか、分かりました。

当面、コスト面で実績に応じてコスト面で変動があったとしても、ある程度、あと 5 年くらいありますから、その間で調整しましょう。再度、調整しましょうということですよ。ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

特に、今後の課題の部分でお知恵をというふうに言われておりますので、我々の協議会としましても、お知恵を出す場だと考えておりますので、皆様の方からは是非積極的なお知恵をお願いします。

栗生さん、お願いします。

栗生委員： 20 年度から運搬量が 3 倍、4 倍くらいになるということであって、今までやってきた大気汚染とかのモニタリングのことですが。運搬量が多くなるということは、いろんな問題があるのかと思いますので、とにかく増えた時点を重点的に年 4 回、ただ 4 回やるのではなくて、それに合わせた調査を付け加えてやって問題が発生しないように十分進めてもらいたいと考えます。

古市会長： ごめんなさい。ちょっと聞き漏らしたんですが、年 4 回、何をすると。

栗生委員： モニタリングの調査ですね。振動とか

古市会長： もうそのお話は済んでいるんですよ。

栗生委員： 済んで終わったんですけども。今回、また量が増えるという話が出てきたものですから、それに合わせてやってもらいたいという話です。

古市会長： コメントということで。

ほかはいかがでしょうか。小原委員、お願いします。

小原委員： 質問でございます。特管と普通産廃とおおよそ五分五分というお話でございましたが、この種別、分別と言いますか、分けるのは今の現場の施設で、現地の施設があるわけですが、あそこで完全に分類して運ぶのですか。

鎌田室長： 今の御質問ですが。あそこにある選別施設というのは、あくまでも処理、受け入れる側に対しての選別であって、そして 40 ミリ以下の所とか、100 ミリ以下の所という具合に分ける所です。

特管であるとか、普通産廃であるという、いわゆる区別の仕方というのは、地山で、そのままある状態でサンプリングをして、その分析をしながら判断していくということでございますので、あちらとこちらとちょっと違うものですから。

古市会長： 小原さん、お願いします。

小原委員： そうしますと、その境目というか、なかなか難しい。1つの塊が完全に特管だとか普通産廃とはっきりしていればよしいと思うのですが、岩手側ですと、もうごちゃ混ぜになって、1つ穴を掘っているんなものを混ぜたりしているんです。ですから、その分類というのは、そう簡単ではないのではないかと思います。青森側は別な捨て方をされているのかもしれませんが、岩手はそんなものですから、周辺の土壌と申しますか、そこに染み込んだりして、土壌汚染が1つの大きなテーマになっています。

つい先だって、岩手側の協議会がありまして、ある程度の、ある場所の汚れた土を処理するのに15億円かかると説明されたんですね。「いやーそんなにかかるんですか」という議論があったのです。

そういうことで、この特管と普通産廃とそれから汚れた土壌と言いますか、土壌についてはまた現地で浄化という話もあるんですが、この辺のところ、現実の話とすれば大変難しい処理が出てくるのではないかと思います。

特に特管と普通、これはいろいろ悪さをします。特管って怖いと思うのですが、それと普通ときれいに選別して、それぞれ埋め立てる最終処分場に持って行くのと、焼却するのと、それをきれいに分けて運ぶことになりますよね。それは結構大変になるのではないかと思います。

岩手側で土壌浄化するのに、提案するのが難しく民間に公募いたしまして、いろんな企業からの提案を出してもらって、それを専門の先生方が判定して、一番良い業者に委託するというような形で進めて来られたんです。この特管と普通、あるいは土壌とそれをとというのは、現場に持って行ってそこで分けて燃やす、あるいは埋め立てるということではなくて現場で分けて処分場に持っていくのと、焼却に持っていくのと分けなきゃならないですよね。結構、大変だなと思ひまして。

古市会長： 小原さん、ちょっと確認ですが。岩手側で土壌汚染を起こしているという話ですが、それは場内でのお話ですか。どこでのお話ですか。

小原委員： 場内です。

古市会長： 向こうは、場内は全部撤去するんでしょう。

小原委員： 産廃そのものは撤去する。

古市会長： いやいや、土壌も含めて、廃棄物とそれに触れた土壌は、それは有害なものとして全部撤去して、適正に処理するというお話ですよ。

小原委員： 土壌については、全部の処理はできないと。全部は処理しないと。現地処理というので、現地処理も残っていて、それについては幾つかの方法を講じていくと。

古市会長： 以前に青森側が議論したと思うのですが、特管産廃と普通産廃をどう現地で分離するかというマニュアル、撤去マニュアルみたいなものを作ったはずなんです。それについては、いろんなケースを想定して、それはもう全数検査なんてあり得ないです。ですから、ある程度サンプリングに基づきまして、青森側はどういうふうにするんだということを一応決めてあるのです。ですから、汚染した土壌というのは、それはあり得ないというか。

小原委員： じゃ、ある程度焼却するんだと分かるのですが、普通については、埋立てするわけですよ。その時、混ざるといふか、そういう可能性をどこで読むかといふのは、勿論、サンプリングするでしょうけども、現場は地形も複雑なわけですから。

古市会長： 一応、そのルールに則って、それは撤去方法についてはマニュアルどおりにやると。それに基準を超えるだとか、問題があるものについては、特管産廃とみなして完全処理する。産廃処分場というのは、ある程度基準を満たした処理施設ですから、その基準に合うように、そういうものの搬入試験もやるわけです。

ですから、全くどこかに土で持って行くということではなくて、いずれにしても処理なんです。ですから、今のところはそういう危惧はないのではないかと考えているのです。ちょっと、岩手側と青森側では背景が違うのではないかという気が、今頃、何故、そういうことをやるんだというのが、私は分からない。

余計なことを言いました。これは私見ですので。これに関しまして、鎌田さん、お願いします。

小原委員： 特管と普通が多少混じるということがあっても、さしたる問題はないのではないかといいことですか。

古市会長： 最終的には、結局、処分場に行きますと大量に入りますと、いろいろと薄まることもありますよね。その、非常にコンクな部分だけがサンプリングの時に、搬入試験やった時に当たれば、それはもう全部差し止めになりますから。

大体、今の搬入試験なりというのは、環境省の13号の溶出試験の基準みたいな、受け入れ基準がございますので、そのルールに則ってやっているんです。

ですから、そこで混ざったものが入るんじゃないか、どうなるという話は、そこまで議論していたらもう切りがないと言えば怒られますけども。

小原委員： 私は、あまり厳密にただやればよいと思うのではなくて、ただ半々でありますし、現場でいろんな形で投棄されているわけですから、それを選別、一応選別するのですね。

古市会長： その辺ちょっと私は、県の方からお答えいただいた方がよろしいかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

鎌田室長： 今の、要するに特管が混じったり、普通産廃に接触したりしているという状態のものはどうするのだという話でしたが、我々としては、普通産廃として処分する場合には、分析してそして少しでもそういうものが出てきていけばやらないと。完全に基準を守ったものだけを普通産廃としてお出しします。

それ以外のものは特管として処理しますということをマニュアルの方で、こういう分析の仕方をしながらやりましょうと。大体、今までの3年間の調査でこの辺は普通産廃であるだろうと、この辺はちょっとまずいだろうと、この辺はちょっと分からないというのが分かっておりますので、その辺を1,000立法メートルを1個として分析しながら出していきたいと考えております。

それから、先ほどの土壌の方は、岩手県のああいう状況にある土壌汚染の状態は、青森県では今のところ見つかっていませんので、そこは心配されなくてもよろしいかと思えます。

以上でございます。

小原委員： 特管、怪しいものは特管で、今まで全部加熱処理でやってこられているんですね。今度初めて、加熱なしの最終処分場に埋めるというものが出てくるということで、怪しいものはどちらかというの特管側にみて加熱処理をすると、そういうことなのですか。そうですか。

古市会長： 多分、その辺の小原さんの懸念というのは、若干あるんです。あるんですという意味は、今まで加熱処理だけできていますよね。今度、埋立て処分というのが入りました。これについては環境省に実施計画の見直しということで出しています。ですから、マニュアルというのがそれ以前のもので、ですから、その辺のところでも少しフローをもう一度見直すという必要はあるかも分からない。でも、多分、今考え得る最善の方法論に基づいてやっているはずなんです。

普通産廃という所を埋立て処分に置き換えればよいわけですから、だからもう一度ちょっと見直していただくということがあってもいいのかな。そうするとより安心できる、小原委員も安心できるというような、小原委員だけではなく、ここの委員全員そうだと思うのです。その辺ちょっとよろしく願いしたいと思えます。

先ほど、お知恵をとという部分がございましたけども、これにつきましては、もしお知恵



があり、こういうのはどうですかということがございましたら、委員の先生方はメモなり、何なりを後ほど事務局にお出しただければと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、最後の協議事項です。

事務局： 県境不法投棄現場の環境再生の提案募集方法等についてということで、資料の6-1を御覧ください。

前回の協議会での御意見も踏まえて取りまとめたものですが、基本的な考え方、大きな流れとしては、まず環境再生に対する県民の意向というものをしっかりと把握する。その上で、県民の視点を踏まえた形での全国からの専門家の知恵をいただき、それらを十分協議会で議論していただきながら計画を策定していきたいと考えております。

流れに沿って上からですが、まず県民意向の把握ということで、1つとして、県のホームページ、これは県境再生対策室のホームページがございます。これでアンケートの形で行う。

2つ目として、県広聴制度の活用。これについては、メールアンケート、県政モニターなどの制度がございます。現在、関係課と調整中でございます。

時期としては、〃〃とも協議会で了承を得られれば来月から開始しまして、6月頃までの期間で実施を予定しております。これによって、環境再生に対する県民の意向、どのような傾向を有しているのか。大まかな方向性を把握するということでもあります。

そのほかにも調査済みで活用できるものがございます。北海道大学のアンケート、対象は田子町民、県民で行ったものですが、900名ちょっとの回答がございました。

〃〃環境学習アンケート、これも昨年、今年度で調査済みですが、田子町内の小中学生を対象に行ったもので、延べ500人ちょっとの回答をいただいております。

地元の意見ということで、田子町の意見集約については、20年の8月までということをお願いしております。

これら〃〃からの結果を素材に県民意向の掘り下げということで、県民ワークショップを計画しております。内容としては、環境再生に対する県民の意向について県民の直接参加による討議方式により掘り下げた形で把握すると。対象は公募による一般県民36人。具体的には、県内2カ所、青森市と八戸市での実施を考えております。青森会場では青森市、弘前市などの津軽地方在住の県民18人。八戸会場では、八戸圏域、十和田市、三沢市方面の上北圏域、さらには下北地方在住の県民18人と、延べ36人。時期としては、20年8月から9月の間だと考えております。

これらの結果については、その都度協議会に報告するというので、資料の右側になります。20年の5月、次回の協議会になりますが、〃〃について報告。7月の協議会では、〃〃について報告。〃〃については、9月の協議会で報告と考えております。

ここまでが県民意向の把握ということでもあります。これをステップとして、〃〃から〃〃を踏まえた県民ワークショップの結果を素材に、全国的、専門的意見の募集ということで、〃〃専門家等からの提案募集であります。前回、委員からも御発案があった点も踏まえて考えたものがございます。時期としては、20年の10月から12月の期間内で、概略としては、環境部門に知見を有する全国の専門家等から総合的な提案を募集する。対象としては、

シンクタンク、企業、業界団体、大学等の研究者、研究グループ、NPOという形にしております。

なお、この専門家等からの提案募集については、協議会の御了解が得られれば県と協議会の連名で募集する形を取りたいと考えております。その理由としましては、今回の環境再生の議論が全国的にも前例の無い取り組みであろうというようなこと。それから、全国的な視点で捉えるべき課題であると考えられること。さらには、この議論自体がその時代の要請ともいうべき循環型社会構築等の観点から、全国に向けた発信源となるのではないかとといったことなどの理由から、県と協議会、共同で取り組んでいる姿勢、これを対外的に示しながら実施するのが有効ではないかと考える点であります。

この専門家等からの提案をもとに協議会で議論いただくわけですが、進め方としては、赤い字で記している所ですが、まず 提案を数案に絞り込むということで、書面審査になるかと思いますが、右側の方に記載していますように、協議会の中に提案の絞り込みのための部会というものを別途設置して行うということを考えております。時期としては、21年の1月。

その絞り込んだ案について協議会の場で、提案者にプレゼンテーションを行ってもらい、提案について協議し、意見を付して県民に提示していただきたいということです。時期は21年の2月と考えております。

これを受けて、県として提案の優れた点、あるいは協議会の意見といったものを総合的に活用して、また県民意向等も勘案しながら、計画案を策定していきたいと考えております。

以下、一次案以降の流れについては、前回示した流れと同様でございますが、パブリックコメントを行い、さらに二次案、最終案の策定、協議会での協議を経て計画策定という流れです。

なお、スケジュール的に前回協議会では、20年度末を目途に策定と示していたのですが、今説明しましたように、順序を踏んで進めていく関係で21年の秋頃策定となるのではないかと考えられます。

続いて資料6-2を御覧ください。

これは差し替えとなっておりますが、差し替えした点は、1ページ目の、丸の3つ目、廃棄物推定数量の所がございます。67.1 万立法メートル、これは先ほど撤去計画の中間報告の廃棄物の量という説明とも連動して、これをトンから立法メートルに変えたというところでございます。

この資料6-2ですが、先ほど説明しましたように、これから県民を対象にアンケートを行うに当たって、その不法投棄の問題の概要、さらには現場の状況、こういったものを理解してもらった上で実施する必要があるだろうということで、そのアンケートの回答用紙と合わせて回答者に提供する資料として用意するものであります。

時間が押しておりますので、ざっと説明したいと思います。

まず、1つ目として、現場の概要、場所、現場面積、推定数量、内容。

田子町の概要というものも、これも田子町のホームページにリンクする形で見ていただきたいと思います。

原状回復事業について、代執行で国の補助を受けて実施しているということを記載して

おります。

原状回復事業後の環境再生については、特に後段ですが、県民の理解が得られる合理的な方策、こういったものが求められている点、この理解を求めて行きたいと思います。

次のページ、 ですが、現場付近の自然条件ということで、月別の平均気温、月別の降雨量、降雪量、これは隣接する三戸町のデータということで整理しております。

次、 現場の地形ということで、航空写真ですが、昭和 51 年不法投棄前と平成 15 年不法投棄後、これを比較してもらおう。現場を赤線で括ってあります。森林の形態だったものが、様相が変わっている状況が見てとれるかと思います。

次のページが原地形図、イメージということで、これは前回の協議会でも原地形がある程度把握できないと、環境再生のイメージできないという委員の方、複数お話いただいたことも踏まえて、新しく作成したものです。アングルとしては、水処理施設も含めた全体の航空写真を活用しております。線が入っているのは等高線でございます、2.5m 間隔のものです。この等高線と合わせて色合い、関連して見ていただきますと、1 か所、その中心部からやや右よりの方から下の方、浸出水の貯留槽の方に掛けて非常濃い色になっています。ここが非常に深い沢地形になっているということがイメージいただけるかと思います。

ただ、撤去完了後、全くこのような図のようになるかということ、そのへんについては下の方に記載しておりますが、崩落防止のための整地等を行うことにしていると。さらには、工事の道路といったものも残っているかと思います。そういったことで、今後環境再生を考えるに当たっての 1 つのイメージということで、参考に御活用いただければと思っております。

現場の、現在の現場の状況ということで、これは撤去完了後も現場に残る施設がございます。遮水壁あるいは水処理の関係施設。これらの取扱いも今後の検討課題になっているということを記載しております。

最後に現場の土地所有者ということで、現在、県が土地所有者となっているわけですが、県がそのまま事業の実施主体となること、将来とも土地所有者であることを前提にする必要はありませんということで、事業主体の面からもそういう観点でアイデアを膨らませていただきたいと思います。

資料については以上です。

古市会長： ありがとうございます。

環境再生については、積極的にやっていきたいと思いますという、冒頭に副知事からのお話もございましたように、具体的にこのような資料 6 - 1 のステップに、スケジュールに則りまして進めていきたいと思いますという御提案がございました。

ここで少し補足というか、こういうステップを踏んでいく途中で部会的なものが多分必要だろうと。ここで全くこの議論をしますと時間が足りません。ですから、多分この委員の先生方の中の何人かの有志の方に御足労願って、部会の役割みたいな、このステップを進めるに当たって協議会と連絡をとりながら進めていくという部会が必要だと思うんですが、その辺につきましてはどういうふうにお考えでしょうか。

事務局： この資料では、部会の役割、基本的な提案を絞り込む審査ということだけしか見えないのですが、審査ということになれば、当然その前段として提案募集項目をどうするのかということやそれも専門家の提案募集に先だっただのワークショップの段階からどう設計するのかということも関連してくると思います。

その辺、他に具体的にどういう業務を考えられるのか。あとそれに伴っての名称、設置時期は、これから詳細を検討していきたいと思っております。

古市会長： 分かりました。その辺につきましても、何か御意見を今日お伺いするということですね。いかがでしょうか。松橋委員、お願いします。

松橋委員： 何点かありますけども、時間がありませんので、1点だけ質問して、後は書面で質問申し上げます。

その1つは、青森県と岩手県と同一の現場であるということで、再生も今度は、同一として考えなければならないということでもあります。それがどの部分で両県の調整をとるのが、町の意見としてこういうものを出したら、岩手県の方からも出る。その意見に違いがあるかと思えますけども、それをどのような時点で、今計画書がありますけども、どの時点で調整を取るのかということをお聞きしておきます。

あとは、時間の都合により書面で。

古市会長： そうですか。御協力ありがとうございます。

いかがでしょうか。今の岩手県と、昔から言われている現場は一体だと。環境再生も一体ではないか。だとすると、その調整についてはどうお考えでしょうかということですね。

事務局： 本県からは、環境再生について協議会で取り組むということで、随時情報提供しているところです。岩手県の方からは、今跡地利用に関しては、協議会でも取り上げられていないというふうに承知しております。環境再生事業については、20年度に関しては検討する予定がないという旨のことを聞いております。

古市会長： いかがでしょうか。

松橋委員： この表の中で、どの部分でその調整が行われますかということです。

事務局： そういったことで、岩手県さんの取り掛かりというのがいつになるのか非常に不透明な状況ですので、このスケジュールを基本に随時、先ほど、岩手県に情報提供していただきましたけども、随時岩手県さんの状況というものを確認しながら、その都度、対応していくということしか現時点ではお答えできないのかなと思っております。

松橋委員： だから、その岩手県の方の意見をどの時点で取り入れるみたいな文言は、どこかに入れなければならないと思うのですが。それが今、入っていないところを見ると、青森県は青森県でもう進んでいくのだということなんじゃないかな。

古市会長： どうでしょうか。これは鎌田さんの方からお答えいただければと。

鎌田室長： それについては、前の資料にも書いてありますが、岩手県との調整、それから田子町との調整、いろいろあります。資料に書いてあるのが基本です。

ですから、ここには書いてありませんが、岩手県とも随時調整しながら、あるいは岩手県の意見、あるいは我々の意見や情報、そういうものを提供し、お互いに交換しながらやっています。ですから、ここには書いてありませんが、随時やります。それはそうしないと、現場は一体ということで、あちはあっち、こっちはこっちということにはいかないと思います。

古市会長： 基本的には、フレンドリーと一緒にやれるものであればやりましょうという呼び掛けを続けながら、青森県のこのスケジュールをこなしていくということですね。それについては、向こうといついつどうやるというのは、独立した自治体ですから、そちらの意向もありでしょうから、ここに明記するというのはなかなか難しいだろうと思います。いついつ何やるというのは。ですから、基本的には一緒にやりましょうという呼び掛けをしながら、行政サイドでそのへんの打診なり、協力をしていただくということを確認すればよろしいんじゃないでしょうかね。

今のことですか、お願いします。

小原委員： 田子町長さん、ありがとうございました。

かねてから、この産廃処理は県境ですから、一緒にやっていければということでスタートはそうだったんですが。もう分かれてずっときて、このプランを聞いて、私は完全に諦めていまして、せめて塀だけはつくらないで欲しいなと最低思ったのです。今、田子町長さんからお話いただいて、本当に感謝しています。

せめて、後の公園になるのか、森になるのか分かりませんが、それくらいは一緒に出来ないのかなと思っているんですが、ただ、岩手側は多分まだ今の産廃の処理をどうやって徹底してやろうかと、そっちに頭が一杯でここまで及んでないと思います。

町長さんとは、せめて復旧といいますか、後のところは一緒に案を出して、これは国も県もやるでしょうけども、地元も皆、市民、町民が出て、一緒に参加できるものをしたいですよねという話はしたりもしていたんです。

こういうふうに通じて、やっぱり別かと、今私は諦めていまして、岩手は岩手、青森は青森かと。地形も違いますしね。せめて、行き来くらい出来るようには何とかして欲しいなと思ったんです。今、町長さんの話を聞いて、私もまた元気出ました、本当に一緒にやればなど。

これをやるためには、業者が入ってやるよりも、勿論、基本的な所はそうなのでしょうが、出来れば両県民とか両市民が出て、一緒に汗を流して作り上げるようなものになれば素晴らしいのにと思っているんですが、そういう意味からすると、寂しい気持ちが出ているんです。何とか、全国に提案をすとか、専門的な意見を専門家、造園家だとかいろいろな人たちに聞くのかもしれないんですが、全体の条件を提示して、希望を聞いていただければいいなとそんな気がするんですが。

古市会長： 小原さん、ありがとうございました。

私も思いは一緒です。一緒にやったらいいなというふうに、むしろやるべきだと思っています。ただ、むしろ逆に小原さんをお願いしたいのは、小原さんは岩手県の協議会のメンバーでもおありですね。そうしたら、そちらの方でもっと強く一緒にやりましょうよと。青森県はもうこんなことをやっている、でも一緒にやろうと言っているよと。諦めないよというようなことを是非お伝えしていただいて、その独立した行政主体がどうすればその辺で、どういうステップを踏めば協力して、最後の有終の美を飾れるのか。その辺のところを少し、行政の専門家的な面から、御二人とも行政の長として、どうしたらいいんだということを進めていただだけませんかでしょうかね。むしろ、私はこれをお願いしたい。

ですから、青森県もこれで岩手県とやらないというのではなしに、一緒にやろうよという姿勢は失わないようにしていただきたいと思います。これは今、松橋委員、小原委員に言っていただきましたので、この辺の希望は是非メモに残していただいて努力していただければと思います。よろしくをお願いします。

他にいかがでしょうか。井上委員、お願いします。

井上委員： 手短に、時間が相当押していますので、申し上げたいと思いますが。

先ほど、会長がおっしゃった部会の形成ということにも絡んだお話だと思うんですが、この専門家等から提案の募集というのが、平成20年10月以降というようなスケジュールが案として書かれております。

ここで1つ、質問というよりは、質問しないで申し上げてしまいたいんですが、この提案の中身というのを漠然と提案というのでは、ちょっとまずいのではないかと。これは、提案の中身そのものはコンセプトを作り、あるいはそれに基づいた基本計画を作り、場合によって実施計画の一部まで踏み込んだ方針的なもの、踏み込んだようなものをイメージされていると考えてよろしいんだろうと思いますが。

だとすると、あるいは今申し上げた川上の方だけ考えているということかもしれませんが、だとすると、私はこの入るタイミングは遅いと思います。つまり、遅くても田子町の意見集約とか、県民ワークショップのこのあたりから入らないと。こういう意見がありません、ワークショップではこうでございました、これを下にコンセプトを作り、計画を作ってくださいというやり方は、目に見えているものであればこういうやり方出来ると思うんですが、こういうコンセプトチャルなものが絡むものと、時期としては遅いと思います。

こういう専門家を入れるのかどうかという検討もこれからの課題としてあるのかもしれませんが、もし入れる前提でお考えであれば、もっと早期、まさにこの田子町の意見集約だとか、こういうものと並行しながらやるべきではないかと思います。

古市会長： ありがとうございました。

井上先生おっしゃる、専門家のこれというのは、公募するというような形なのですね。部会の方も、多分先生もおっしゃっていただいたんですが、次回、5月くらいの協議会でもう部会が立ち上がって稼動するような形でないといけないのではないかなと思うんです。先生におっしゃっていただいたように、そこでいろんなことを議論していただく。

専門家の入り方についても、その場合、例えば井上先生も是非そのグループに入っていて、やっていただければと思うんですが。

福士委員、お願いします。

福士委員： 実は、資料6-1の1番上の囲みにお願いがございます。実は、我が八戸工業大学もこのアンケートをやっています、その情報も参考までに是非採用していただきたいと思えます。回答数が大体600くらいで、田子、二戸、青森、盛岡とかやっておりますので、是非お願いしたいと思えます。

古市会長： 分かりました。

北大だけではなく、八戸の方も是非よろしく。他にそういう同類のものがあるかも分かりません。その辺も参考にさせていただいてということです。

場合によっては、既存のものであるのであれば、岩手県のものも入れてもいいのでしょうか。ありますよね。だから、そういうものも取り入れながら、ちょっと検討することにしたでしょうかね。

すいません、ちょっと時間が本当に過ぎて帰れなくなりますので、ごめんなさい。不手際で遅くなって申し訳ございません。

この部会につきましては、この中の協議会の委員の先生方で構成するというところでよろしいでしょうか。誰か外部も入れた方がよろしいでしょうか。その場合は、オブザーバーで要請するという事にいたしましょうか。そのメンバーは、次回の協議会には案を出していただいて、御承認いただくようにしましょうか。その辺については、人選等は事務局と私に任せただけですでしょうか。ありがとうございました。

ということで、今日の協議事項はこれで終わりたいと思えます。

その他、来年度の開催スケジュール等につきまして、事務局、よろしく願いいたします。

事務局： 資料の7を御覧いただきたいと思えます。

平成20年度の当協議会の開催日程でございます。資料にありますとおり、20年度最初は5月24日土曜日、青森市でという予定を考えております。以下、7月、9月、10月、2月という形で来年度は計5回の開催を考えております。ただし、下の方にも書いてありますが、開催予定日及び場所につきましては、変更の可能性もございしますが、その都度、近づきましたら皆様にお知らせしたいと思えます。

以上です。

古市会長： ありがとうございました。

その他事項はもうないですね。

お願いします。

鎌田室長： すいません、時間のないところ申し訳ないんですが、実は委員の先生に相談したいんですが、資料を事前に送付させていただいております。これは、こういう短い時間で活発な議論をしていただくと思って送付させていただいておりますが、何か事前に漏れたという

か、一部報道されたことがありますして、どうも資料が出ちゃうと誤解されたり、一人歩きしたり、既成事実になってこの協議会は何なんだということになりますので、その資料の取扱い、事前に送付させていただいていますが、我々としては、出すなというのではなく、慎重に取り扱っていただきたいと思っておりました。その辺をもうちょっと議論していただきたいと思いますが。

古市会長：　そうですか。今、お手元にも新聞の記事が、コピーがおありかと思いますが、これにつきまして何か御意見ございますでしょうか。今、問題提起していただきましたけども。小田委員、いかがでしょうか。須藤委員、お二人、御意見いただけますでしょうか。

小田委員：　資料は、協議会での資料ということですので、私はそれをきちんと厳守するのでいいのかなと思っております。

古市会長：　ありがとうございました。  
須藤委員、お願いします。

須藤委員：　新聞の件ですが、私も今日新聞を切り抜いてきたんですね。23日の関係が出ていたが、聞こうかどうしようか迷ったんですが。2か所新たに確保すると出ていますね。1か所は三戸ですが、あとの1か所は私ちょっと分からない、私分からないのかもしれませんが、名前をまだ出せないような所なのですか。そうですか、分かりました。

古市会長：　この記事が出たことに関しての何か御意見はございますか。中身の問題じゃなしに。

須藤委員：　新聞のことですか。私、全然考えもしなかったです。書類が、これが県の方で出したのではなくて、分からなかったものですから。

古市会長：　別ルートからいったかというふうに。

須藤委員：　ですから、何でこう前に出たのかなとは。

古市会長：　そうですか。分かりました。

多分、いろんな、どこからリークされたかというのは分かりませんが、少なくともこの内容につきましては、この協議会で協議するということになっています。それがこの協議会の役割であり、信頼性であろうと思うんですね。

それを損なうような結果になったというのは、非常に遺憾であると思っております。ある意味では、この協議会が軽視されたと思っております。そういう意味で、どこから出たか分かりませんが、以後このようなことがないように事務局の方も頑張って、その辺のことを、我々も気を付けたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、今日一応、審議すべきこと、協議すべきこと、報告すべきことが済みましたのでマイクをお返ししますので、あとはよろしくお願ひいたします。



司 会： 古市会長には議事進行、そして委員の皆様には熱心な御協議をいただきまして、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、第21回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会いたします。  
本日はお疲れ様でした。

なお、JR八戸駅に行かれる方は、タクシーが正面玄関に待機しておりますので、4時45分出発とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。